

議案第 6 号

特別養護老人ホームやすらぎ荘運営規程（指定介護老人福祉施設）の一部改正について

特別養護老人ホームやすらぎ荘運営規程（指定介護老人福祉施設）の一部を次のとおり改正したいので、理事会の議決を求めます。

新 旧 対 照 表

改正前の条文	改正後の条文
(その他の運営についての重要事項) 第 15 条 省略	(その他の運営についての重要事項) 第 15 条 省略 <u>(虐待防止に関する事項)</u> <u>第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。</u> <u>(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施</u> <u>(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備</u> <u>(3) その他虐待防止のために必要な措置</u> <u>2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者である岩手県に通報するものとする。</u>
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 6 月 12 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u>

令和 7 年 6 月 12 日提出

社会福祉法人東山愛光会
理事長 佐々木 賢 治